

四万十町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

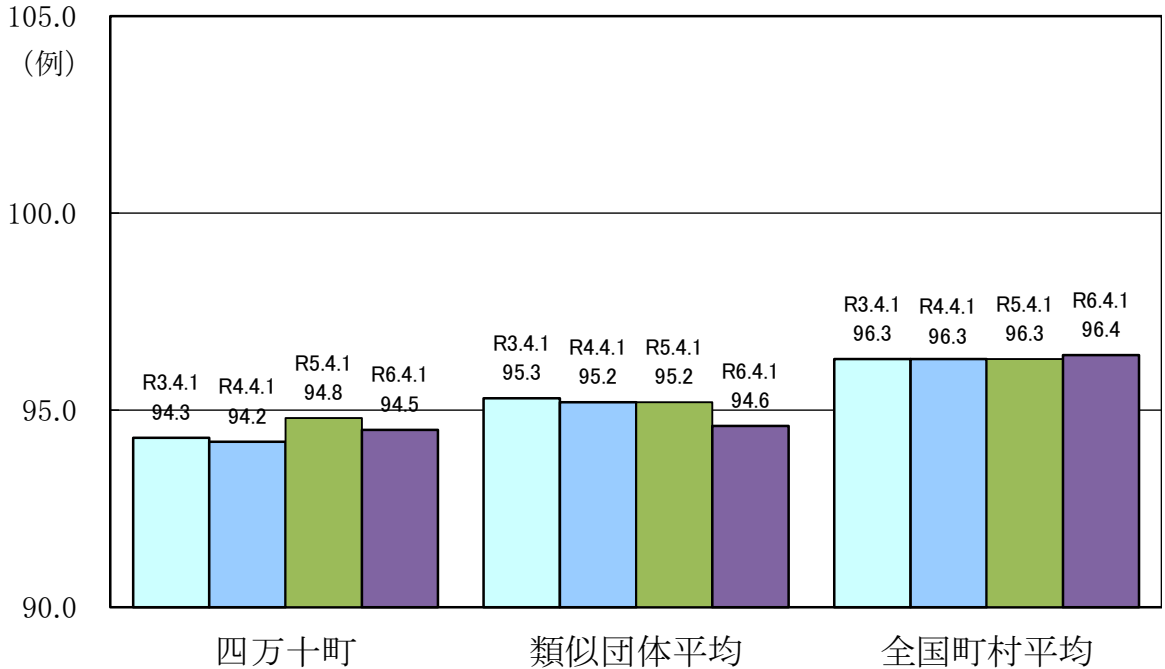
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 15,397	千円 18,389,949	千円 403,598	千円 2,484,707	% 13.5	% 12.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 250	千円 862,304	千円 134,927	千円 340,896	千円 1,338,127	千円 5,353	千円 5,629

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 6年度	円	円	円 (%)	%	%	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 6年度	月	月	月	月	月	月 4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。
--

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

給与表の改定実施時期 平成29年4月1日 高知県の給与水準が地域における国家公務員の給与水準を下回る状況にあることから、本町は高知県の給与に準拠する給与体系を取ってきたが、国から「給与制度の総合的見直し」の実施を強く要請され、国に準拠する給与体系に変更。(このことにより、平均1%の引き下げとなる。) 激変緩和のため、平成29年度に限り経過措置(現給保障)を実施。
--

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

なし

③その他の見直し内容

行政職俸給表(一)、勤勉手当、住居手当を「令和元年人事院勧告」に基づき改正。 ・行政職俸給表(一)について、国と同様に見直しを実施。(平成31年4月1日から実施) ・勤勉手当について、国と同様に見直しを実施。(法律の公布日から実施) ・住居手当について、国と同様に見直しを実施。(令和2年4月1日から実施)
--

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
四万十町	40.0 歳	295,200 円	341,060 円	313,352 円
高知県	41.7 歳	309,796 円	375,027 円	330,438 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	42.3 歳	307,516 円	354,427 円	331,167 円

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		四万十町	高知県	国
一般行政職	大 学 卒	187,300 円	201,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	168,300 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	262,800 円	339,800 円	380,700 円	403,000 円
	高 校 卒	234,100 円	309,500 円	349,200 円	384,400 円

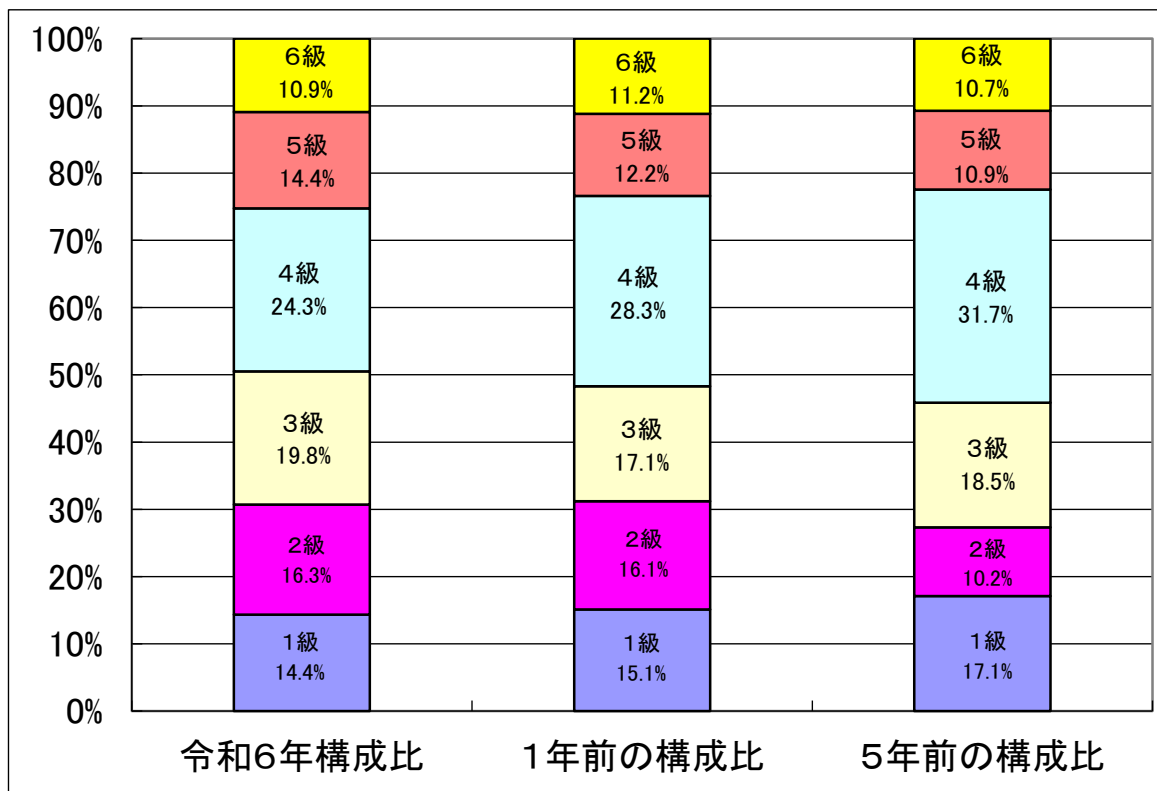
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

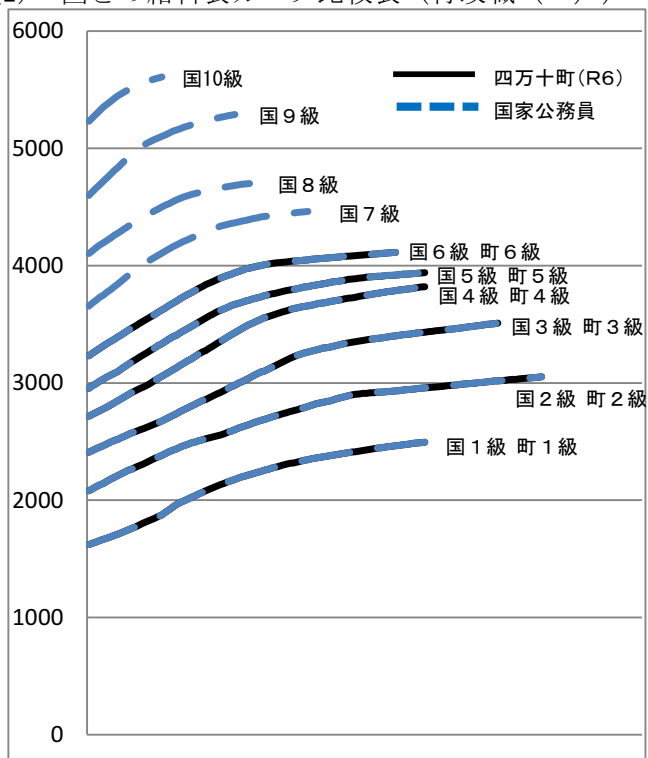
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給与月額	最高号級の 給与月額
6 級	会計管理者、政策監、地域振興局長、教育次長、課長、副地域振興局長、事務局長等	22	10.9%	323,100	411,300
5 級	副課長、次長、室長、班長、総括主幹、総括技幹、保育所長等	29	14.4%	295,400	394,000
4 級	副課長、次長、室長、班長、係長、主幹、技幹、主任保育士等	49	24.3%	271,600	382,000
3 級	主査、技査、保育教諭、保育士、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士等	40	19.8%	240,900	351,000
2 級	主任、主任技師、保育教諭、保育士、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士等	33	16.3%	208,000	305,200
1 級	主事、技師、保育教諭、保育士、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士等	29	14.4%	162,100	249,400

(注) 1 四万十町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（四万十町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					○
標準の区分のみ（一律）		○			
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

四万十町		高知県		国	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,340 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,546 千円		—	
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分		（令和5年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.350）月分 （0.925）月分		（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～20%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）（四万十町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		○			
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

四万十町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額		10,712 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

記載なし。（四万十町が支給している地域手当は、国の制度によるものでない。）

支給実績（令和5年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			13,748 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			274,960 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			14.2 %	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度実績）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫業務	0 千円	日額 1,000円
感染症防疫作業手当（特例）	新型コロナウイルス感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫業務	87 千円	日額 3,000円
感染症防疫作業手当（特例）	新型コロナウイルス感染症防疫作業（感染者の身体に接触して行う作業等）に従事する職員	感染症防疫業務	72 千円	日額 4,000円
夜間看護業務手当	国民健康保険大正診療所等に勤務する職員	夜間看護業務	3,303 千円	1回 4,500円
夜間介護業務手当	特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十荘に勤務する職員	夜間介護業務	7,286 千円	1回 4,500円
医療業務手当	国民健康保険十和診療所等に勤務する医師	医療業務	3,000 千円	月額 50,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	59,569 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	238 千円
支給実績（令和4年度決算）	66,462 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	264 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円 父母、祖父母6,500円（60歳以上） 16～22才の子1人につき5,000円加算	同		33,884 千円	220,026 円
住居手当	借家の場合：家賃16,000円を超える場合家賃に応じて28,000円を限度に支給	同		22,982 千円	244,489 円
通勤手当	交通機関等利用者：55,000円まで全額支給 交通用具使用者：使用距離等に応じて2,000円～31,600円を支給 片道2km未満の者：なし	異なる	自動車等を使用する職員に対して一部異なる措置	31,582 千円	135,545 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	管理職員に対して支給 6級 月額42,400円 5級 月額38,100円 4級 月額36,200円	異なる	給料月額 の10%を 超えない 範囲内	14,171 千円	506,107 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難又は特別の事情 があると認められる医師又は専門 知識を必要とする医師又は職員に 対して支給 採用後の経過年数によって規則で 定める額	同		24,035 千円	3,433,571 円
特地勤務手当	地域手当に該当しない医師に対 して支給 異動日給料月額、給料の調整額 及び扶養手当に100分の3を乗じ て得た額に2分の1を乗じた額又 は現給料月額、給料の調整額及び 扶養手当に100分の3を乗じて得 た額に2分の1を乗じた額	同		637 千円	127,400 円
休日勤務手当	休日等（祝日法による休日、年末 年始の休日等）に勤務した職員に 対して支給 給与額の125～150/100	同		2,000 千円	19,417 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対して支 給 4,400円	同		35 千円	5,000 円
管理職 特別勤務手当	週休日、休日等に勤務した管理職 員に対して支給 6,000円～12,000円	同		68 千円	17,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	737,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高／最低額				
			814,000 円／	699,000 円			
	副 町 長		631,000 円 (円)	651,000 円／	546,000 円		
報 酬	議 長	310,000 円 (円)		355,000 円／	263,900 円		
	副 議 長		270,000 円 (円)	270,000 円／	213,400 円		
議 員	250,000 円 (円)	250,000 円／		181,000 円			
期 末 手 当		町 長	(令和5年度支給割合)				
			2.90 月分				
	副 町 長	(令和5年度支給割合)					
		2.90 月分					
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
		給料月額×在職年数×5.0		14,740 千円		任期毎	
	副 町 長	給料月額×在職年数×3.0		7,572 千円		任期毎	
		備 考					

(注) 1 給与及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

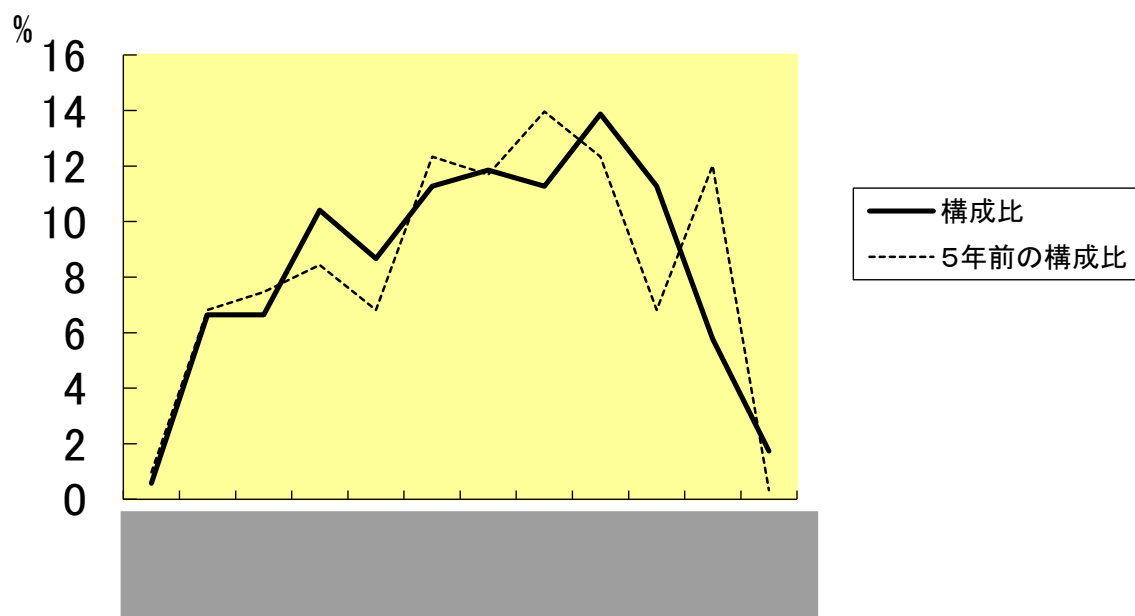
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	・職員採用による増（1） ・職員派遣による増（2） ・文化的施設整備推進室の廃止（△3） ・事務配分の見直し（△1） ・事務配分の見直し（△1） ・職員の退職不補充（△1） ・事務配分の見直し（3） ・新型コロナウイルスワクチン接種推進係の廃止（△1） ・事務配分の見直し（△1） ・事務配分の見直し（△1） ・組織体制整備に伴う増（1）
		総 務	34	37	3	
		企 画	17	14	△ 3	
		住 民	17	16	△ 1	
		税 務	14	13	△ 1	
		民 生	58	60	2	
		衛 生	22	20	△ 2	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	23	23	0	
		商 工	18	17	△ 1	
		土 木	16	17	1	
		計	222	220	△ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 142.88 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 102.33 人)
	教育部門	28	26	△ 2	・職員の退職不補充（△1） ・事務配分の見直し（△1）	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	250	246	△ 4	<参考> 人口1万当たり職員数 159.77 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 123.96 人)	
公営企業等 会計部門	病 院	29	28	△ 1	・職員の退職不補充（△2） ・理学療法士の採用による増（1）	
	水 道	5	4	△ 1	・公営企業会計へ移行に伴う減（△1）	
	下水道	0	1	1	・公営企業会計へ移行に伴う増（1）	
	その他	70	67	△ 3	・職員の退職不補充（△3）	
	小 計	104	100	△ 4		
合 計			354 [374]	346 [374]	△ 8 [－]	<参考> 人口1万当たり職員数 224.72 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	23人	23人	36人	30人	39人	41人	39人	48人	39人	20人	6人	346人

(3) 職員数の推移

年 度 部門別	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	過去5年間 の増減数（率）
一般行政	224	226	221	224	222	220	△ 4 （ -1.8% ）
教育	29	33	30	28	28	26	△ 3 （ -11.5% ）
消防							0 （ ）
普通会計計	253	259	251	252	250	246	△ 7 （ -2.8% ）
公営企業等会計計	55	96	96	99	104	100	45 （ 45.0% ）
総合計	308	355	347	351	354	346	38 （ 11.0% ）

（注） 1 各年における定員管理において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 522,271	千円 10,932	千円 27,604	% 5.3	% 3.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 5	千円 18,966	千円 1,189	千円 7,449	千円 27,604	千円 5,521	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年后再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
四 万 十 町	42.6 歳	316,100 円	460,067 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四万十町		一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,490 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,340 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.98) 月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.98) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

四万十町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 なし		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額		17,643 千円	1人当たり平均支給額		10,712 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

該当なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	471 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	94 千円
支給実績（令和4年度決算）	469 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	94 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との同異	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円 父母、祖父母6,500円（60歳以上） 16～22才の子1人につき5,000円加算	同		360 千円	360,000 円
住居手当	借家の場合：家賃16,000円を超える場合家賃に応じて28,000円を限度に支給	同		272 千円	272,000 円
通勤手当	交通機関等利用者：55,000円まで全額支給 交通用具使用者：使用距離等に応じて2,000円～31,600円を支給 片道2km未満の者：なし	同		445 千円	111,250 円
管理職手当	管理職員に対して支給 6級 月額42,400円 5級 月額38,100円 4級 月額36,200円	同		0 千円	0 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難又は特別の事情があると認められる医師又は専門知識を必要とする医師又は職員に対して支給 採用後の経過年数によって規則で定める額	同		0 千円	0 円
特勤勤務手当	地域手当に該当しない医師に対して支給 異動日給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額又は現給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日等（祝日法による休日、年末年始の休日等）に勤務した職員に対して支給 給与額の125～150/100	同		109 千円	54,500 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対して支給 4,400円	同		9 千円	0 円
管理職 特別勤務手当	週休日、休日等に勤務した管理職員に対して支給 6,000円～12,000円	同		0 千円	0 円